

民生委員制度創設 110 周年に向けて  
新潟県民生委員児童委員協議会 活動強化方策

【 第一次第 3 版 】

～支えあう 住みよい社会 地域から～

～身近な相談相手として共につくる福祉社会を目指して～



令和8年4月

一般財団法人新潟県民生委員児童委員協議会

# 民生委員児童委員信条

## 児童憲章 前文

一、わたしたちは隣人愛をもつて  
社会福祉の増進に努めます

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、

一、わたしたちは常に地域社会の  
実情を把握することに努めます

児童に対する正しい観念を確立し、すべての  
児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

一、わたしたちは誠意をこめてあらゆる  
生活上の相談に応じ自立の援助に努めます

児童は、人として尊ばれる。

一、わたしたちはすべての人々と協力し  
明朗で健全な地域社会づくりに努めます

児童は、社会の一員として重んぜられる。

一、わたしたちは常に公正を旨とし  
人格と識見の向上に努めます

児童は、よい環境のなかで育てられる。

## はじめに

この活動強化方策は、民生委員制度創設 100 周年を迎えた今、新潟県における誰もが笑顔で、安全に、そして安心して生活することができる福祉社会づくりに向けて取り組む民生委員・児童委員の活動の方向性を示し、その活動を推進するために必要な新潟県民生委員児童委員協議会（以下「新潟県民児協」という。）における今後 10 年の重点的な事業を展開する活動指針とします。

策定期間は令和元年度（2019 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 9 年間とし、民生委員一斉改選の年度に評価、見直しを行います。

このたび、新潟県内の市及び単位民児協における活動強化方策を踏まえ、評価・見直しにより第 3 版として改定を行いました。

## 現状認識及び今後の取り組み

少子高齢社会において人口減少の進行、地域コミュニティの衰退、人間関係の希薄化などを背景に、社会や家族の姿は大きく変化しています。人びとが直面する生活課題、福祉課題も多様化・複雑化しており、そのなかにあって、地域共生社会の実現のために民生委員・児童委員に期待される役割は一層重要になっています。

新潟県内における市民児協及び地区民児協の活動強化方策の策定は、平成 31 年から取り組みが進められています。令和 7 年（2025 年）12 月の一斉改選を契機として、地区民児協の定例会等において、新任の委員とともに活動強化方策を共有・確認することが大切です。そして、改めて一人ひとりの委員が自分の地域の実情や課題を把握した上で、地区民児協として今後どのような活動に取り組むのか話し合ってみてください。

### 【新潟県における少子高齢化、人口減少等の現況】

	令和 4 年(2022 年)	令和 7 年(2025 年)	増減
総人口 ※1	2,157,146 人(年齢不明含)	2,075,669 人(年齢不明含)	81,477 人 減
65 歳以上	717,042 人(33.7%)	707,858 人(34.6%)	9,184 人 減
15～64 歳	1,176,789 人(55.2%)	1,127,202 人(55.0%)	49,587 人 減
0～14 歳	236,375 人(11.1%)	213,669 人(10.4%)	22,706 人 減
一般世帯総数推計 ※2	870,000 世帯(令和 7 年)	860,000 世帯(令和 12 年)	10,000 世帯 減
世帯主 65 歳以上世帯	393,000 世帯(45.2%)	395,000 世帯(45.9%)	2,000 世帯 増
高齢者単独世帯	120,000 世帯(13.8%)	130,000 世帯(15.1%)	10,000 世帯 増
高齢者夫婦のみの世帯	112,000 世帯(12.9%)	109,000 世帯(12.7%)	3,000 世帯 減
児童虐待相談対応数 ※3	3,643 件	3,750 件(令和 6 年度実績)	107 件 増

出典:※1「新潟県推計人口(令和 7 年 7 月 1 日現在)」新潟県総務管理部統計課

※2「日本の世帯数の将来推計(2024 年推計)」国立社会保障・人口問題研究所

※3「県内児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数」新潟県福祉保健部こども家庭課

---

## 第1 民生委員・児童委員活動の方向性・指針

### 支えあう 住みよい社会 地域から

令和4年度に民生委員制度創設105周年及び児童委員制度創設75周年を記念し公表した「※新潟県民生委員児童委員大会宣言」を、民生委員・児童委員の活動の指針として重点的に取り組みます。

また、全国民生委員児童委員連合会（以下「全民児連」という。）が提起する民生委員・児童委員活動に関する指針を踏まえ、全国の民生委員・児童委員活動スローガン「支えあう 住みよい社会 地域から」のもと取り組みを推進します。

#### 令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)に 民生委員・児童委員が重点的に取り組む活動

私たち民生委員・児童委員は、地域に暮らす人びとと顔を合わせて活動することを重要と考えています。

今後も地域住民の立場に立って、住民一人ひとりの生活に寄り添い、地域で支援を必要とするすべての人びとが孤立することのないよう専門機関につなぎ、地域の幅広い関係機関と連携のもと、地域共生社会の実現に向け、次の重点活動に取り組みます。

---

※令和4年度新潟県民生委員児童委員大会は、新型コロナウイルス感染の第7波流行が続いている中、新潟県は8月5日に「BA.5対策強化宣言」を発令し県民への協力要請を行っていましたが、未だ多くの新規感染者が確認され終息が見込めない状況において、大会参加に伴う感染リスクを避ける対策が必要との認識により、9月22日の大会開催は中止となりました。「大会宣言」は、理事会及び評議員会の審議を経て大会に提案すべく準備を進めていました。大会中止により予定された500名の大会参加者が一堂に会しての賛同を得ることはかないませんでした。本会機関紙「新潟県民生委員児童委員だより（111号）」に公表しました。

## **1 「民生委員児童委員信条」を胸に地域住民の立場に立った活動**

「民生委員児童委員信条」を胸に、  
常に地域住民の立場に立った活動に取り組みます

## **2 孤立した人びとを支える地域共生社会づくりへの活動**

コロナ禍であっても、  
地域で孤立し支援を必要とする人びとへの見守りや相談活動を継続し、  
地域の幅広い関係機関と連携して地域共生社会づくりに取り組みます

## **3 子育て、子育てを応援する地域づくりへの活動**

地域の子育て応援団となり、  
未来を担う子どもたちが健やかに育ち、  
子育て家庭が安心して暮らすことができる地域づくりに取り組みます

## **4 平常時から災害に備えた地域づくりへの活動**

大規模な自然災害が相次いでいる中、  
平常時から関係機関と役割分担のもと連携して  
災害に備えた地域づくりに取り組みます

## **5 民生委員・児童委員制度の理解の醸成と発展への活動**

広く社会に対し民生委員・児童委員制度と活動の周知を図り、  
住民にとって身近な存在である民生委員・児童委員の理解の醸成と  
一層の充実・発展に向けて取り組みます

## 第2 新潟県民児協の活動指針

### 身近な相談相手として共につくる福祉社会を目指して

新潟県民児協は設立目的を踏まえた運営の「基本理念」のもと、その基本理念を実現するために、民生委員・児童委員活動の重点的な取り組み「重点活動」を踏まえ、事業実施の「基本方針」により計画的に事業を展開し、基本理念の実現を目指して取り組みます。

#### 基本理念

##### 身近な相談相手として共につくる福祉社会を目指して

新潟県民児協は、民生委員・児童委員及び主任児童委員並びに民生委員児童委員協議会の活動の充実に向け、資質向上、情報提供や環境整備などを推進し、もってその委員活動により、地域住民が笑顔で安全にそして安心して生活することができる福祉社会を目指します

民生委員・児童委員活動の推進 → 社会福祉の増進

#### 基本方針

- 1 民生委員・児童委員の活動を推進
- 2 民生委員児童委員協議会の活動を推進
- 3 民生委員・児童委員制度と活動への理解を促進
- 4 民生委員・児童委員制度と活動への環境を整備

#### 重点活動

- 1 「民生委員児童委員信条」を胸に地域住民の立場に立った活動
- 2 孤立した人びとを支える地域共生社会づくりへの活動
- 3 子育て、子育てを応援する地域づくりへの活動
- 4 平常時から災害に備えた地域づくりへの活動
- 5 民生委員・児童委員制度の理解の醸成と発展への活動

## 令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)に 基本方針に基づき取り組む事業

※○は第1次第1版(R1~R4年度)の期間で新たに組み込んだ事業  
◎は第1次第2版(R5~R9年度)の期間で新たに組み込む事業

### 基本方針1 民生委員・児童委員の活動を推進

民生委員・児童委員としての力量を高める研修の充実・拡充や活動事例の提供等により、民生委員・児童委員の活動の推進に資するよう取り組みます

#### 1 研修会の実施

研修テーマ・内容・実施方法等は、「活動部会」で検討します。

- (1) 地区民児協会長並びに市町村民児協事務担当者合同研修会
- (2) 民生委員児童委員リーダー研修会
- (3) 中堅民生委員児童委員研修会
- (4) 民生委員児童委員初任者研修会
- (5) 相談技法研修会
- (6) 児童委員活動研修会
- (7) 主任児童委員活動研修会

#### 2 新潟県民生委員児童委員大会の開催

◎民生委員制度創設110周年及び児童委員制度創設80周年記念  
「新潟県民生委員児童委員大会」を令和9年度の開催に向け、「総務部会」で企画・準備を進めます。

#### 3 全国及び関東ブロックにおける各種研修会への受講者派遣、Web研修への受講促進

全国民生委員児童委員大会、関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会並びに全民児連主催の研修へ受講者を派遣するとともに、Webによる研修には受講を促進します。

#### ◎4 社会情勢にあわせ各地で取り組んでいる活動事例調査の実施

令和5年度以降の実施に向け「活動部会」で検討します。

---

#### ○第1次第1版(R1~R4年度)の期間に上記以外に取り組んだ事業

- (1) 「児童委員活動のポイント」発行 (令和2年度)
- (2) 「コロナ禍における活動を行う目安・チェックリスト」発行 (令和2年度)
- (3) 「コロナ禍における民生委員・児童委員活動の取組事例」調査 (令和3年度)
- (4) 「区域担当民生委員と主任児童委員との情報共有や連携した活動事例」調査 (令和3年度)

#### ○第1次第2版(R5~R7年度)の期間に上記以外に取り組んだ事業

- (1) 「災害に備える事前の取り組みの事例」調査 (令和6年度)
- (2) 「関係機関・団体・行政との連携・協力についての事例」調査 (令和6年度)

## 基本方針2 民生委員児童委員協議会の活動を推進

民生委員児童委員協議会の自主的・計画的な運営と基盤強化を図るため、「活動強化方策」の策定支援等により、民生委員児童委員協議会の活動の推進に資するよう取り組みます

### ○1 地域版 活動強化方策の策定等の支援

単位民児協並びに市民児協における「活動強化方策」の策定及び見直しを支援します。

### 2 全民児連指定「指定民生委員児童委員協議会」への活動支援

全民児連から次のテーマにより指定を受け、民児協活動を支援します。

- (1) さまざまな課題を抱えた人びとを支える活動の推進
- (2) 子育て、子育てを応援する地域づくりの推進

### ○3 民児協アドバイザー派遣事業の実施

新潟医療福祉大学と連携のもと福祉専門教員を派遣し、次のテーマにより委員活動及び民児協活動を支援します。

- (1) 課題を抱えた住民との関わり方や支援活動に関する学習
- (2) 地域版 活動強化方策の作成・見直し
- (3) 全民児連指定民児協の活動

### ○4 全民児連「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」の促進

全民児連が提起する平常時から関係機関と役割分担のもと連携して災害に備える民児協の組織活動を支援します。

### ◎5 民児協組織として委員活動をフォローする取組事例調査の実施

民児協組織における取組事例調査を「総務部会」、「活動部会」で実施します。

---

#### ○第1次第1版（R1～R4年度）の期間に上記以外に取り組んだ事業

- (1) 「令和2年度新潟県内における民児協の概況調査報告書」発行 (令和2年度)
- (2) 「単位民児協の運営の手引き（全民児連発刊の簡易版）」発行 (令和2年度)
- (3) 「地区民児協版・市民児協版 活動強化方策の策定状況」調査 (令和3年度)
- (4) 「民生委員・児童委員の一斉改選に向けた取組状況及び事例」調査 (令和3年度)
- (5) 「新任民生委員に対するフォローに関する取組事例」調査 (令和3年度)
- (6) 「地区民児協版・市民児協版 活動強化方策の策定状況」調査 (令和4年度)
- (7) 「活動強化方策を策定しての効果や活用等の事例」調査 (令和4年度)
- (8) 「民児協組織として災害に備える取組状況及び事例」調査 (令和4年度)
- (9) 「新潟県民生委員協議会活動負担金交付要綱の改正に伴う運用上の課題・疑義等」調査 (令和4年度)

#### ○第1次第2版（R5～R7年度）の期間に上記以外に取り組んだ事業

- (1) 「協力員制度の取組状況」調査 (令和6年度)
- (2) 「民児協組織として災害に備える取組の訪問」調査 (令和6年度)
- (3) 「定例会等の取組状況の訪問」調査 (令和6～7年度)
- (4) 「地区民児協版・市民児協版 活動強化方策の策定状況」調査 (令和7年度)

### 基本方針3 民生委員・児童委員制度と活動への理解を促進

広く社会に対し民生委員・児童委員制度と活動について、機関紙の発行やPRチラシの作成等の普及啓発により、制度及び活動への理解の醸成に資するよう取り組みます

#### 1 機関紙「新潟県民生委員児童委員だより」の発行

機関紙の編集内容を「広報部会」で協議のうえ、年3回各3,800部を委員及び関係機関に発行します。

#### 2 民生委員・児童委員の日 活動強化週間の推進

5月12日の「民生委員・児童委員の日」と18日までの「活動強化週間」において、広報活動に取り組みます。

- (1) 各市町村民児協での取り組みの推進、実施予定調査の実施
- (2) 県庁に横断幕、新潟ユニゾンプラザに活動紹介のパネル展示

#### ◎3 民生委員PRチラシ等の作成、啓発

地域住民向け委員制度PRチラシ及び新任委員候補者向けパンフレットを作成し、配付及び斡旋します。

- (1) 民生委員制度や活動紹介PRチラシ
- (2) 新任委員候補者向けパンフレット

#### 4 関係機関・団体等との連絡調整及び参画

新潟県及び新潟県社会福祉協議会をはじめ関係機関・団体等との連絡調整・連携に取り組みます。

#### ◎5 民生委員・児童委員制度の広報や周知に関する検討

民生委員・児童委員活動への理解となりてのすそ野を広げるための広報を次回の一斉改選に向け「広報部会」で検討します。

また、民生委員制度創設110周年記念「新潟県民児協10年小史」を令和9年度の発行に向け「広報部会」で企画・準備を進めます。

## 基本方針4 民生委員・児童委員制度と活動への環境を整備

民生委員・児童委員制度を継承・発展させるとともに、より良い委員活動が展開されるよう、互助事業や表彰及び要望活動等により、環境づくりに取り組めます

### 1 新潟県民生委員児童委員協議会互助事業の運営

新潟県民児協互助事業運営規程に基づき、会員の死亡弔慰金、退任慰労金の互助給付制度を実施します。

経営基盤の安定強化に向け、引き続き制度の見直しを「総務部会」で検討します。

### 2 全国民生委員互助事業、民生委員・児童委員活動保険の事務の実施

全民児連の互助事業及び活動保険の事務を取扱います。

### 3 新潟県民生委員児童委員協議会会長表彰等の実施

新潟県民児協表彰規程に基づき、民生委員・児童委員の功労に対する表彰を「表彰審査委員会」で審査のうえ実施します。

全国民生委員児童委員連合会会長表彰等の推薦取りまとめをします。

### 4 民生委員・児童委員活動に係る要望活動の実施

民生委員・児童委員制度や委員活動予算に関する要望活動を「総務部会」で協議のうえ取り組めます。

### 5 県民児協組織の運営

次の年間計画のもと「新潟県民児協 活動強化方策の改定」並びに経営基盤の安定強化に向けた引き続きの検討により、法人組織の運営に取り組めます。

年 度	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
民生委員制度創設（周年）	102	103	104	105	106	107	108	109	110
県民生委員児童委員大会の開催				中止					○
新潟県民児協 活動強化方策 評価・改訂（委員一斉改選年次）	○			○			○		
理事の選任（任期2年）	○		○		○		○		○
監事・評議員の選任（任期4年）			○				○		
部会委員の選任（任期3年）				○			○		

## 【参考 1】

### 全国民生委員児童委員連合会が示す 民生委員・児童委員活動に関する指針等

1	民生委員・児童委員の基本姿勢	10 頁
2	民生委員・児童委員の基本的性格	10 頁
3	民生委員・児童委員の活動の原則	10 頁
4	民生委員・児童委員活動の 7 つのはたらき	11 頁
5	民生委員児童委員信条	11 頁
6	民生委員制度創設 100 周年活動強化方策	12 頁
7	児童委員制度創設 70 周年 全国児童委員活動強化推進方策 2017	12 頁
8	災害に備える民生委員・児童委員活動 10 か条	12 頁
9	地域共生社会の実現に向けた 民生委員・児童委員、民児協としての行動指針	13 頁
10	全民児連「児童虐待防止緊急アピール 2019」	14 頁

## 民生委員・児童委員活動の基本姿勢/基本的性格/活動の原則

地域の人びととの信頼関係に基づく活動、そして民生委員・児童委員に対する社会的な信頼の基礎となるものとして、民生委員・児童委員として守るべき「3つの基本姿勢」と「3つの基本的性格」、そして「活動の3原則」があります。

### 1 基本姿勢

民生委員・児童委員は、3つの基本姿勢を守ります。

社会奉仕の精神	社会奉仕の精神をもって、社会福祉の増進に努めます。
基本的人権の尊重	民生委員・児童委員はその活動を行うにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることがとくに重要です。人権、信条、性別、社会的身分または門地による差別的、優先的な取り扱いはしてはなりません。
政党・政治目的への地位利用の禁止	職務上の地位を政党または政治目的のために利用してはなりません。

### 2 基本的性格

民生委員・児童委員には、3つの基本的性格があります。

自主性	常に住民の立場に立ち、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動を行います。
奉仕性	誠意をもち、地域住民と連帯感をもって、謙虚に、無報酬で活動を行うとともに、関係行政機関の業務に協力します。
地域性	一定の地域社会（担当区域）を基盤として、適切な活動を行います。

### 3 活動の原則

民生委員・児童委員活動には、3つの原則があります。

住民性の原則	自らも地域住民の一員である民生委員・児童委員は、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った活動を行います。
継続性の原則	福祉問題の解決は、時間をかけて行うことが必要です。民生委員・児童委員の交代が行われた場合でも、その活動は必ず引き継がれ、常に継続した対応を行います。
包括・総合性の原則	個々の福祉問題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その問題について包括的、総合的な視点に立った活動を行います。

## 4 民生委員・児童委員活動の7つのはたらき

民生委員・児童委員による活動は、その内容により、以下の7つの「はたらき」に整理されます。

1 社会調査のはたらき	担当区域内の住民の実態や福祉需要（ニーズ）を日常的に把握します。
2 相談のはたらき	地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。
3 情報提供のはたらき	社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。
4 連絡通報のはたらき	住民が、個々の需要（ニーズ）に応じた福祉サービスが得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を果たします。
5 調整のはたらき	住民の福祉需要（ニーズ）に対応し、適切なサービス提供が図られるように支援します。
6 生活支援のはたらき	住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。
7 意見具申のはたらき	活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関などに意見を提起します。

出典：「2025 版 新任民生委員・児童委員の活動の手引き」  
全国民生委員児童委員連合会編集 全国社会福祉協議会発行

## 5 民生委員児童委員信条

(昭和26年10月15日制定 平成7年5月17日改正 平成7年10月5日施行)

- 一 わたくしたちは 隣人愛をもって 社会福祉の増進に努めます
- 一 わたくしたちは 常に地域社会の実情を把握することに努めます
- 一 わたくしたちは 誠意をもってあらゆる生活上の相談に応じ 自立の援助に努めます
- 一 わたくしたちは すべての人々と協力し 明朗で健全な地域社会づくりに努めます
- 一 わたくしたちは 常に公正を旨とし 人格と識見の向上に努めます

## 6 民生委員制度創設 100 周年 活動強化方策 (平成 29 年 7 月)

～人びとの笑顔、安全、安心のために～	
活動スローガン	支えあう 住みよい社会 地域から
今後の民生委員・児童委員活動の重点	重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために 重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために 重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

## 7 児童委員制度創設 70 周年 全国児童委員活動強化推進方策 2017 (平成 29 年 11 月)

～子どもたちの笑顔と未来のために～	
今後の児童委員活動の重点	重点1 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる 重点2 子育て、子育てを応援する地域づくりを進める 重点3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える 重点4 児童委員制度やその活動への理解の促進する

## 8 災害に備える民生委員・児童委員活動 10 か条

(平成 31 年 3 月制定 令和 5 年 5 月改訂)

(民生委員・児童委員として災害に向き合う大原則)	
第 1 条	自分自身と家族の安全を最優先に考える
第 2 条	無理のない活動を心がける
(平常時の取り組みの基本)	
第 3 条	「地域ぐるみ」で災害に備える
第 4 条	災害への備えは日ごろの委員活動の延長線上にあることを意識する
第 5 条	民児協の方針を組織として決定し、行政や住民等にも周知する
(市町村と協議しておくべきこと)	
第 6 条	名簿などの個人情報の保管方法、更新方法を決めておく
第 7 条	情報共有のあり方を決めておく
(発災後の民児協活動において留意すべきこと)	
第 8 条	委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する
(避難生活から復旧・復興期の活動で意識すべきこと)	
第 9 条	支援が必要な人に、支援が届くように配慮する
第 10 条	孤立を防ぎ、地域の絆の維持や再構築を働きかける

## 9 地域共生社会の実現に向けた

### 民生委員・児童委員、民児協としての行動方針 (令和4年3月)

行動方針	民生委員制度創設 100周年活動強化方策	全社協 福祉ビジョン 2020
<b>1 気づく</b> 民生委員・児童委員、民児協はこれまでと同様に、地域住民に寄り添い、さまざまな課題を抱えた人びとを把握する。	<b>重点2</b> さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために	①重層的に連携・協働を深める
<b>2 つなぎ、見守る</b> 民生委員・児童委員、民児協はこれまでと同様に、地域の「つなぎ役」となり、自治体や関係機関と協働して見守る。	<b>重点2</b> さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために	①重層的に連携・協働を深める
<b>3 つなぎ先を増やす</b> 「つなぎ先」を増やすために、民児協が「組織」として自治体や地域の多機関・団体、住民活動等と日ごろから関わり、連携・協働を深める。	<b>重点1</b> 地域のつながり、地域の力を高めるために	①重層的に連携・協働を深める ⑥国・自治体とのパートナーシップを深める
<b>4 地域に活動を伝える</b> 関係機関や地域住民に、民生委員・児童委員が行っている「つなぐ」活動等を伝え、関心・理解を促進する。	<b>重点3</b> 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために	③福祉を支える人材の確保・育成・定着を図る ⑤福祉組織の基盤を強化する ⑥国・自治体とのパートナーシップを強める
<b>5 住民相互に支えあう地域をつくる</b> 地域住民やさまざまな団体（学校、自治体、商店、企業等）に地域福祉活動を伝えて参加を促進し、住民相互に支えあう地域をつくるとともに、民生委員・児童委員のなりてのすそ野を広げる。	<b>重点1</b> 地域のつながり、地域の力を高めるために	②多様な実践を増進する ③福祉を支える人材の確保・育成・定着を図る ⑦地域共生社会への理解を広げ参加を推進する
<b>6 災害に備える</b> 平常時に地域をつなぐ活動を行うことで、災害に対して住民が協力しあうことができる地域を構築する。	<b>重点1</b> 地域のつながり、地域の力を高めるために	⑧災害に備える

## 10 全民児連「児童虐待防止緊急アピール 2019」

児童虐待をめぐる課題は年々深刻化し、子どもの生命に関わる重大かつ悲惨な事件は後をたちません。児童虐待は一層深刻な社会問題となっています。

周囲に知り合いや頼れる人がいない、子どもの育て方や接し方がわからないなど、孤立して子育てをしている保護者も少なくありません。また、多様な生活課題のある子育て家庭も多くあります。地域のなかで子育てにしっかりと向き合うためには、福祉、保健、保育、医療などの支援とともに、子育てをともに考え支える身近な地域の人びとの存在が大切です。

全国民生委員児童委員連合会では、「全国児童委員活動強化推進方策 2017」を策定し、民生委員・児童委員が、率先して「地域の子育て応援団」となり、子どもにとって「身近なおとな」になることを提唱しています。とくに活動の重点のひとつに「課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ・支える」ことを掲げています。

子どもの命を守り、人権を尊重し子どもの健やかな成長・発達を保障するために、私たち民生委員・児童委員は児童虐待防止に向け、以下の取り組みを地域住民、関係機関とともに推進することを宣言します。

- 一、私たち民生委員・児童委員は、率先して「地域の子育て応援団」となり、地域の実情に応じて、子どもと子育てに関わる取り組みを展開することや、関係機関・団体の活動に協力することを通して、子育て・子育てを応援する地域づくりに努めます。
- 一、私たち民生委員・児童委員は、「身近なおとな」として、また、「人生の先輩」「子育ての先輩」として子どもや子育て中の親に寄り添い、ともに子育てを考え、支えます。
- 一、私たち民生委員・児童委員は、日頃の活動を通して複合的な生活課題や福祉課題のある子育て家庭を早期に発見し、課題解決に向けて関係機関との連携のもと必要な支援につなぎ、見守ります。
- 一、私たち民生委員・児童委員は、「地域の子育て応援団」であることを意識して、子どもの命を守り、子どもの人権を尊重します。
- 一、私たち民生委員・児童委員は、子どもが豊かに育ち、子育て家庭が安心して暮らすことができる地域づくりを、住民とともに考え推進します。

令和元年9月18日 全国民生委員児童委員連合会

## 【参考 2】

# 市町村民児協版 活動強化方策 要 約 版

1	長岡市民生委員児童委員協議会	(令和4年3月)	……16頁
2	上越市民生委員児童委員協議会連合会	(令和3年9月)	……16頁
3	三条市民生委員児童委員協議会	(令和4年9月)	……17頁
4	柏崎市民生委員児童委員協議会	(令和4年11月)	……17頁
5	新発田市民生委員児童委員連合会	(令和6年12月)	……18頁
6	小千谷市民生委員児童委員協議会【第2版】	(令和7年3月)	19頁
7	十日町市民生委員児童委員協議会	(令和4年11月)	……20頁
8	村上市民生委員児童委員協議会連合会	(令和4年2月)	……20頁
9	燕市民生委員児童委員協議会	(令和4年9月)	……21頁
10	糸魚川市民生委員児童委員連絡協議会	(令和4年11月)	……22頁
11	妙高市民生委員児童委員協議会	(令和3年7月)	……22頁
12	五泉市民生委員児童委員協議会	(令和3年4月)	……23頁
13	阿賀野市民生委員児童委員協議会	(令和4年3月)	……24頁
14	佐渡市民生委員児童委員協議会	(令和元年11月)	……25頁
15	魚沼市民生委員児童委員協議会	(令和6年2月)	……26頁
16	南魚沼市民生委員児童委員協議会	(令和5年3月)	……27頁
17	胎内市民生委員児童委員協議会連合会	(令和5年3月)	……28頁
18	聖籠町民生委員児童委員協議会	(令和4年3月)	……28頁
19	弥彦村民生委員児童委員協議会	(令和4年3月)	……29頁
20	田上町民生・児童委員協議会	(令和4年11月)	……29頁
21	出雲崎町民生委員児童委員協議会	(令和3年3月)	……30頁
22	湯沢町民生委員児童委員協議会	(令和5年3月)	……30頁
23	津南町民生児童委員協議会	(令和3年3月)	……31頁
24	刈羽村民生委員児童委員協議会	(令和4年7月)	……32頁
25	関川村民生児童委員協議会	(令和元年11月)	……33頁

### 【活動強化方策の策定状況(令和8年3月現在)】

	策定済み	策定中	策定しない	今後協議
地区民児協(180地区)	164地区	0地区	2地区	14地区
	91.1%	0.0%	1.1%	7.8%
市民児協(19市)	17市	0市	0市	2市
	89.5%	0.0%	0.0%	10.5%

## 1 長岡市民生委員児童委員協議会

重点活動	<b>重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会活動等と民生委員・児童委員活動との連携強化</li> <li>・日常のあいさつなどを通じたつながりの強化</li> <li>・住民同士が支える仕組みづくりへの協力</li> </ul>
	<b>重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な訪問活動を通じた住民との関係づくりの推進</li> <li>・関係機関との一層の連携・協働</li> </ul>
	<b>重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会等の充実</li> <li>・地域住民への積極的なPR活動の展開</li> </ul>

## 2 上越市民生委員児童委員協議会連合会

基本方針	すべての上越市民が安心して暮らせるためのつなぎ役
基本目標 ／実施事業	<b>基本目標1 安心・安全に地域を支える</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域における挨拶、声かけの推進</li> <li>② 町内会や地域包括支援センター等との連携による孤立予防（見守り、サロン活動の推進など）</li> <li>③ 地域リーダーへの支援、若者の地域活動の参加支援</li> </ol>
	<b>基本目標2 専門機関との連携の推進</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 困りごと（買い物、移動、除雪など）を抱えた人の把握と関係機関への連絡</li> <li>② 各種福祉制度の紹介と関係機関への連絡</li> <li>③ 危険な空き家の把握と関係機関への連絡</li> </ol>
	<b>基本目標3 民生委員・児童委員制度の継承</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 民生委員・児童委員、主任児童委員のPR活動</li> <li>② 民生委員・児童委員の後継候補者の育成</li> <li>③ 民生委員活動の推進（各種研修会、定例会等の実施）</li> </ol>

### 3 三条市民生委員児童委員協議会

重点事項	<b>重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために</b> 1 自治会等と民生委員・児童委員活動との連携強化 2 日常のあいさつなどを通じたつながりの強化 3 住民同士が支え合える仕組みづくりへの協力
	<b>重点2 さまざまな課題を抱えた人々を支えるために</b> 1 積極的な訪問活動を通じた住民との関係づくりの推進 2 住民の代弁者としての意見具申、提言活動 3 関係機関との一層の連携・協働
	<b>重点3 民生委員児童委員制度を守り、発展させていくために</b> 1 定例会の充実 2 スキルアップのための研修会等への参加 3 地域住民への積極的なPR活動の展開 4 民生委員・児童委員体制の課題解消

### 4 柏崎市民生委員児童委員協議会

基本理念	見守り、寄り添い、支え合い 安心して笑顔で暮らせるまち
重点目標 ／具体的な 取組	<b>重点目標Ⅰ 地域とのつながりの強化に取り組みます</b> ① 町内会と連携して、委員活動への理解促進を図ります。 ② 委員活動を通じて、地域住民との信頼関係の構築を図るとともに、支援が必要な人の緊急連絡先の把握に努めます。 ③ 要支援者の支援に当たって、関係機関と連携して取り組めるよう、関係づくりとつながりの強化に努めます。
	<b>重点目標Ⅱ 委員活動を支えます</b> ① 事例集やマニュアル集を活用した事例学習を行い、いざという時に対応できる力を育みます。 ② 研修の機会を設け、活動記録の書き方や関係機関へのつなぎ方など、活動に必要な基礎知識を学びます。 ③ 定例会や研修会などでの委員同士の意見交換を充実させ、委員が孤立しない環境を整えます。

## 5 新発田市民生委員児童委員連合会

重点事項	<b>重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために</b> ① 自治会・町内会との連携強化 ② こどもたちの“身近な大人”になる
	<b>重点2 さまざまな課題を抱えた人々を支えるために</b> ① 定期的な訪問活動を通じて地域住民との関係強化 ② 関係機関との連携・協働体制の推進 ③ 現状を把握し、必要に応じ専門機関や適切なサービスにつなげる
	<b>重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために</b> ① 民生委員・児童委員のスキルアップを図る ② 地域住民への積極的なPR活動の展開 ③ 民生委員・児童委員の担い手確保

## 6 小千谷市民生委員児童委員協議会

(第1版：平成31年4月、第2版：令和7年3月)

<p><b>基本方針</b></p>	<p>1 活動の基本単位となる5地区民児協及び専門部会等の活動を通じて連携を深め、情報の収集と共有に努めます。</p> <p>2 地域福祉に求められている、福祉活動を拡充・発展させるために、小千谷市及び小千谷市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、各種研修会、先進地視察及び施設視察等を通して委員の資質向上を図ります。</p> <p>3 全国民生委員児童委員連合会が策定した「地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協としての行動指針」及び新潟県民生委員児童委員協議会民生委員部会が提案した「小地域の見守り活動推進の基本方針」を参考とし、地域福祉活動の推進に努めます。</p> <p>4 近年頻発する自然災害への対応について、全国民生委員児童委員連合会が定めた「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」に基づき、災害時には自分自身と家族の安全確保を最優先に考え、無理のない活動を心がけます。 また、行政や町内会、自主防災組織等と連携し、平常時から災害に備えた支援体制づくりに協力します。</p>
<p><b>重点方針</b></p>	<p>1 福祉ニーズが多様化している中で、民生委員児童委員活動の基本である要援護者への個別援助活動がより効果的かつ公平に機能するよう、地区民児協や専門部会等における共同学習・共同研究を強化します。</p> <p>2 子どもや子育て中の家庭をめぐる課題が多様化し、深刻化の度合いを深めている中で、民生委員児童委員と主任児童委員が密接に連携することを始め、必要に応じて学校等と連携し、相談支援の一層の拡充を図ります。</p> <p>3 地域福祉活動を促進するため、小千谷市及び小千谷市社会福祉協議会等の関係機関と連携して、次の事項の推進に努めます。 (1) 在宅福祉活動の推進 (2) 低所得層への生活援助活動の強化 (3) 生活困窮者支援制度への協力 (4) 共同募金への協力</p> <p>4 民生委員・児童委員研修会等に積極的に参加し、委員が共通の理解を持って活動の推進を図ります。</p>

## 7 十日町市民生委員児童委員協議会

基本方針	支えあい つなぐ見守る 十日町
重点活動 ／取組	<b>重点活動1 地域のつながり、地域の力を高めるために</b> ① 自治会・町内会活動と民生委員・児童委員活動との連携強化 ② 日常のあいさつなどを通じたつながりの強化
	<b>重点活動2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために</b> ① 積極的な訪問活動を通じた住民との関係づくりの推進 ② 関係機関との一層の連携・協働
	<b>重点活動3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために</b> ① 地区民児協の機能強化による民生委員・児童委員への支援 ② 地域住民への積極的なPR活動の展開

## 8 村上市民生委員児童委員協議会連合会

重点事項	<b>重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために</b> 1 自治会等としっかり連携します。 2 声かけ運動、あいさつ運動、行事への参加等を行い、つながりを強化します。
	<b>重点2 様々な課題を抱えた人々を支えるために</b> 1 見守り活動・訪問活動を通じた関係者との関係づくりを推進します。 2 関係機関と連携し、情報の共有化をはかります。 3 支援が必要な人を適切なサービスへつなぎます。 4 住民や地域の代弁者として、行政や関係団体等に積極的な意見具申を行います。
	<b>重点3 民生委員児童委員制度を守り、発展させていくために</b> 1 定例会の充実を図ります。 2 研修会やセミナー等に参加しスキルアップに努めます。 3 民生委員児童委員活動のPRを行い、活動の理解を広げます。 4 児童委員と主任児童委員と連携を強めます。 5 民生委員児童委員体制の課題解消に努めます。

## 9 燕市民生委員児童委員協議会

重点事項	<b>重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 声かけ、訪問、見守り活動などこれまでの活動を継続し、更に推進します。</li><li>○ 自治会長や地域の核となる方と連携して、情報収集を行います。</li><li>○ 生活弱者が安心して相談できるような信頼関係を築いて、一人ひとりが安心して生活できるよう支援します。</li><li>○ 児童の登下校の見守りを通して、子育てを応援する地域づくりを進めます。</li></ul>
	<b>重点2 ささまざまな課題を抱えた人びとを支えるために</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域住民の情報を大事にし、当事者の尊厳を損なわないように配慮しながら、公共機関に相談して対応します。</li><li>○ 公的福祉関係機関等（社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉団体、ケアマネージャー、保健師、まちづくり協議会等）との連携を強化します。</li><li>○ 相談されやすい民生委員・児童委員となるための研修を受け、地域の核となる人やケアマネージャー等が進んで相談や困りごとを話せるように関係性を築いていきます。</li></ul>
	<b>重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 実践的な研修を通して、委員の意見、悩み、情報等を交換、集約し、支援を必要とする市民に、適切で信頼できる支援が行えるようにします。</li><li>○ 情報の適切な管理に努め、委員が欠けたり代わったり、避難で移動したりしても、委員及び協議会が安心かつ確実な支援ができるようにします。</li><li>○ 委員及び協議会活動の様子を広報紙等で市民に知らせて、委員制度の意義に対する共感を大切にし、委員を経験または希望する心の醸成に取り組みます。</li><li>○ 保育園、小・中学校の訪問等を通して、問題の共有と支援の連携を重視し、社会全体で子どもを見守り、子どもの成長を確認して、共に喜びを感じ合うようにします。</li></ul>

## 10 糸魚川市民生委員児童委員連絡協議会

<p>目標</p>	<p>地域全体で支え合い、住民同士のつながりを強みとして誰もが安全安心に暮らせるよう見守り活動を強化します。</p> <p>自治会と情報を共有し、住民に寄り添い、困りごとを早期発見し、関係機関との連携に取り組みます。</p> <p>民生委員・児童委員としての誇りをもって日々の活動を推進します。</p>
<p>重点</p>	<p>重点1 地域のつながり、地域力を高めるために</p> <p>重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために</p> <p>重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために</p>

## 11 妙高市民生委員児童委員協議会

<p>スローガン</p>	<p>地域住民の笑顔と未来につながる活動のために 安心と 笑顔を届ける 伝書鳩</p>
<p>重点施策 /取組内容</p>	<p><b>重点施策1 民生委員・児童委員活動のPR</b></p> <p>子どもから大人まで、民生委員・児童委員活動に対する理解と信頼を得るため、また、なり手不足を解消するため、委員全体で意識してPR活動に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市報掲載PR</li> <li>・ポスター掲示</li> <li>・PRカード配布</li> </ul> <p><b>重点施策2 地域での見守り活動の推進・強化</b></p> <p>登下校時のあいさつ運動や、あったかネットワークによる見守り活動など、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、児童・生徒、高齢者の見守り強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ALL 妙高あいさつ運動への参加</li> <li>・朝の「おはよう」、夕の「おかえり」運動の実施</li> <li>・あったかネットワーク推進による見守り強化</li> </ul>

## 12 五泉市民生委員児童委員協議会

基本理念	身近な相談相手として共につくる福祉社会を目指して
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 民生委員・児童委員活動の推進</li> <li>2 民生委員児童委員協議会活動の推進</li> <li>3 民生委員・児童委員制度や活動の理解促進</li> <li>4 民生委員・児童委員活動への環境整備</li> </ol>
活動指針	<p>～住民の立場を尊重し、よき相談相手になりましょう～</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 民生委員・児童委員の活動方針の制定</li> <li>2 災害時における民生委員の支援活動に関する指針の制定</li> <li>3 地域での個別支援における行動指針の制定</li> <li>4 広報委員会活動の指針の制定</li> </ol>
活動方針	<p>～支え合う 住みよい社会 地域から～</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安心して住み続けることのできる社会づくりに貢献します。</li> <li>2 地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案します。</li> <li>3 児童虐待や犯罪被害などから子供を守る取組みを進めます。</li> <li>4 多くの福祉課題を抱える生活困窮家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます。</li> <li>5 日頃の活動を活かし、災害時に要配慮者の安否確認を行います。</li> </ol>

## 13 阿賀野市民生委員児童委員協議会

活動目標	<p><b>重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために</b></p> <p>少子高齢化にコロナ禍が相まって、地域活動が減少し、近隣住民との関係の希薄化や地域互助力が低下しているといった地域特性があるので、地域の行事や活動を通じて自治会との連携に取り組みます。</p> <p>また、児童委員として子どもたちの身近な大人として、地域の子育て応援団となり、子育てを応援する地域づくりを進めるために、地域におけるあいさつ運動や学校行事の参観に取り組みます。</p>
	<p><b>重点2 さまざまな課題を抱えた人を支えるために</b></p> <p>地域住民の関係が希薄となり、課題を抱えている人の把握が難しいといった地域特性があるので、訪問等により、相談しやすい環境づくりを行い、人間関係や信頼関係をつくることで問題把握に取り組みます。</p> <p>また、児童委員として課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支えるために子どもたちの活動に参加し、関係をつくりつつ見守りに取り組みます。</p>
	<p><b>重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために</b></p> <p>地域住民が民生委員・児童委員の役割や活動の認識不足といった地域特性があるので、自治会を通じて地域住民との関わりを持ち、民生委員として住民に寄り添えるように取り組みます。</p> <p>また、児童委員として児童委員制度やその活動への理解を促すために、配布物や広報等を活用しPRに取り組みます。</p>

## 14 佐渡市民生委員児童委員協議会

重点	<b>重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために</b> 地域住民の高齢化といった地域特色があるので、一声運動・挨拶運動を通して、人と人とのつながりを強化し、自治会や各団体等と情報共有し、連携を図るように取り組みます。 また、児童委員として子どもたちの身近な大人として、地域の子育て応援団となり、子育て、子育てを応援する地域づくりを進めるために、学校行事への積極的な参加、通学中の子どもたちへの積極的な声かけ運動・挨拶運動に取り組みます。
	<b>重点2 ささまざまな課題を抱えた人びとを支えるために</b> 人々のつながりの希薄化といった地域特色があるので、地域行事に参加することによる情報収集・訪問活動を通じた信頼関係の構築に取り組みます。 また、児童委員として課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支えるために、保育園・学校・地域住民との話し合いの中で積極的な情報収集活動に取り組みます。
	<b>重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために</b> 民生委員児童委員に関するPR活動に取り組みます。 また、児童委員として児童委員制度やその活動への理解を促進するために、学校行事や地域行事への積極的・継続的な参加をはじめ、PR活動に取り組みます。

## 15 魚沼市民生委員児童委員協議会

基本理念	見守り・支え合い・寄り添い・安心して笑顔で暮らせる魚沼市
重点目標	<b>重点目標Ⅰ 地域とのつながり、地域の力を高めるために</b> ①地元自治会やコミュニティ協議会、地域おこし協力隊等と連携して、日常の見守りや災害時の支援など、地域の助け合いに向けた活動に取り組みます。 ②保育園・幼稚園・こども園や学校の行事に可能な限り参加し、見守りや声掛けを行い、顔の見える関係づくりに取り組みます。
	<b>重点目標Ⅱ さまざまな課題を抱えた人々を支えるために</b> ①見守り活動や訪問活動を通して、問題の早期発見に努め、市や地域包括支援センターの関係機関、団体との密接な連携に取り組みます。 ②各種行事に参加することを通して、子育て中の保護者、子どもたちと信頼関係をつくり、問題を早期に発見、つなぎ、支える活動に取り組みます。
	<b>重点目標Ⅲ 民生委員児童委員制度を守り、発展させていくために</b> ①委員同士が楽しく、やりがいを持って活動できるように、定例会や交流会の機会を工夫するとともに、行政と連携し、地域住民が安心して笑顔で暮らせる活動に取り組みます。 ②各種制度や施策への理解を促進し、行政機関に協力するとともに、保育園・幼稚園・こども園や学校と情報交換し、連携を深めていけるよう取り組みます。

## 16 南魚沼市民生委員児童委員協議会

活動指針	地域に寄り添い、地域に根ざした民生委員・児童委員活動
重点項目	<p><b>重点項目1 地域のつながり、地域の力を高めるために</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員一人ひとりが自主的な活動や協議会運営を目指し、地域の身近な相談相手、地域福祉の担い手として、中心的な役割を果たしていきます。</li> <li>・地域の行事や会合等に進んで参加し、日頃からあいさつ・声掛け・見守りの活動を通じて、いざという時に備えた連携を深めます。</li> <li>・住民同士の支えあいに向け、これまでのつながりや経験を活かし、地域ぐるみのあいさつ・声掛け・見守りの活動により、地域の力を高めます。</li> <li>・児童委員として、また子どもたちの身近な大人として、地域の子育てを応援するとともに、地域や学校の行事等へ積極的に参加します。</li> </ul> <p><b>重点項目2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政等の関係機関、社会福祉や青少年育成の組織・団体等との連携を緊密にし、地域住民の立場に立った活動を通じて、地域福祉の増進に努めます。</li> <li>・訪問活動を地道に行うことで、地域の人びとと顔の見える関係づくりを進め、支援を必要とする人の早期発見につなげます。</li> <li>・多様な事例に対応できるよう、各地区民児協の定例会や各種研修の場を通じて、関係の機関や組織・団体等との交流や情報交換を図ります。</li> <li>・児童委員として、課題を抱える親子の早期発見に努め、つなぎ・支えるため、あいさつ・声掛け・見守りの活動を通じて、地域や学校との連携を進めます。</li> </ul> <p><b>重点項目3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信頼される委員として、情報の収集・各種研修により、資質の向上に努めます。</li> <li>・各地区民児協の定例会や各種研修の場を意見交換の機会として活用し、委員同士が互いに助けあい・支えあう環境づくりに努めます。</li> <li>・地域と、関係の機関や組織・団体等とのつなぎ役として、人々の交流や支えあいの機会をとらえ、多様な連携・協働を図ります。</li> <li>・委員の役割や活動についての発信・周知を通じて、理解の促進につなげるとともに、新たな委員の担い手確保につなげます。</li> <li>・児童委員として、役割や活動、制度への理解を促進するため、行事参加やあいさつ・声掛け・見守りの活動により、地域ぐるみの関係づくりに努めます。</li> </ul>

## 17 胎内市民生委員児童委員協議会連合会

重点項目	<b>重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために</b> 1 地域自治会と民生委員・児童委員活動との連携強化を図る 2 子どもたちの「身近なおとな」になる
	<b>重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために</b> 1 定期的な訪問活動を通じた地域住民との関係づくりの推進 2 関係機関との連携・協働体制の推進 3 現状を把握し専門機関や適切なサービスにつなげる
	<b>重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために</b> 1 定例会や情報交換会の充実を図る 2 研修会等への参加によるスキルアップを図る 3 地域住民への積極的なPR活動の展開

## 18 聖籠町民生委員児童委員協議会

活動目標	<b>重点1 地域のつながり、地域の力を高める</b> つながりの希薄化があることから、世代間、転入者を含む地域のつながりができるよう、民生委員・児童委員と自治会等との密接な連携に取り組めます。 また、児童委員として子どもたちの身近な大人として、地域の子育て応援団となり、子育て、子育てを応援する地域づくりを進めるために、日頃から学校行事等に参加し、子どもの登校時の見守りや声かけに取り組めます。
	<b>重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために</b> 社会環境が複雑化する中で高齢世帯等何かしら課題を抱えた人びとへは、訪問活動、日常の見守り、自治会とのコミュニケーションを図り、情報収集に努め、早期に把握、支援につなげられるよう各関係機関との連携を図ります。 また、児童委員として課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支えるために、日常の見守りからの情報収集、学校との情報交換、関係機関との連携に取り組めます。
	<b>重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために</b> 地域内では、民生委員・児童委員は要支援者への配慮から縁の下の力持ちに徹しており、活動が見えにくい状況です。民生委員・児童委員制度を継続するためにも新たな担い手を確保、発掘することも必要になります。地域内に会合がある時に民生委員・児童委員の活動内容を紹介するなど委員が果たしている役割を知ってもらうことも必要です。行政や関係機関などにも協力を依頼し、人材の発掘、制度の発展を目指します。

## 19 弥彦村民生委員児童委員協議会

活動目標	<p>なじらね？笑顔でつながる弥彦村</p> <p>より良い弥彦村になることを目指し、地域福祉向上に努めます</p>
重点的な取り組み	<p><b>1 高齢者世帯に関すること</b></p> <p>弥彦村も高齢化が進み、高齢者世帯は増加傾向が続いています。高齢者世帯では介護サービスや草取り、除雪など、家庭の状況に応じて必要な支援は様々です。</p> <p>これらの世帯の把握、定期的な働きかけは民生委員・児童委員活動の中心として、とても重要になっています。</p> <p><b>2 児童に関すること</b></p> <p>これまで弥彦村民生委員児童委員協議会では、主に高齢者を対象とした活動が中心になっており、地域の子どもたちに関する取り組みは希薄でした。</p> <p>しかし、児童虐待やヤングケアラーなど、子どもを取り巻く環境も変化しており、今後、注視していく必要があります。</p> <p><b>3 認知症高齢者への対応</b></p> <p>認知症高齢者への対応は、本人だけではなく、その家族の状況も含めて、全体的な見守りが必要になると考えられます。</p> <p>地域包括支援センターや社会福祉協議会等、関係機関と協力しながら、地域全体で見守り体制を構築することが必要です。</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>民生委員・児童委員の活動の様子を広報やホームページで紹介し、より多くの村民に理解してもらう。</p>

## 20 田上町民生・児童委員協議会

スローガン	誰もがずっと住み続けたいまち たがみ
重点取組	<p><b>重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために</b></p> <p>① 高齢者に対する声かけや見守り訪問、相談に取り組みます。</p> <p>② 子ども、子育てを地域で見守り、地域で応援できるよう取り組みます。</p> <p><b>重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために</b></p> <p>① 認知症になっても安心して暮らせる地域となるよう取り組みます。</p> <p><b>重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために</b></p> <p>① 全ての活動は、3つの基本姿勢（自主性、奉仕性、地域性）で取り組みます。</p>

## 21 出雲崎町民生委員児童委員協議会

スローガン	笑顔あふれる出雲崎町のために
今後の目標	1 地域の見守り活動をきめ細やかに実施し、感謝される民生委員児童委員であり続ける。 2 住民一人一人のつながりを大切にし、住民に信頼してもらえる民生委員児童委員であり続ける。 3 いままでの活動を継続しながら、民生委員児童委員の活動をより多くの住民に理解してもらえるよう日々の活動を丁寧に行っていく。

## 22 湯沢町民生委員児童委員協議会

スローガン	人びとの笑顔、安全、安心のために
重点取組	<b>重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために</b> 地域を把握し、地域と交流を深める。 ・地域の行事に積極的に参加し、交流を深めニーズ把握に努める。 <b>重点2 さまざまな課題を抱えた人々を支えるために</b> 知識を得て、町民に還元し、問題解決の手助けをする。 ・定例会で事例を共有し、委員同士の連携を強化する。 <b>重点3 子どもたちのために</b> 子どもたちと関わりをもつように心がける。 ・引っ越してきた家族に地域の情報を提供、子どもに声掛けをする。

## 23 津南町民生児童委員協議会

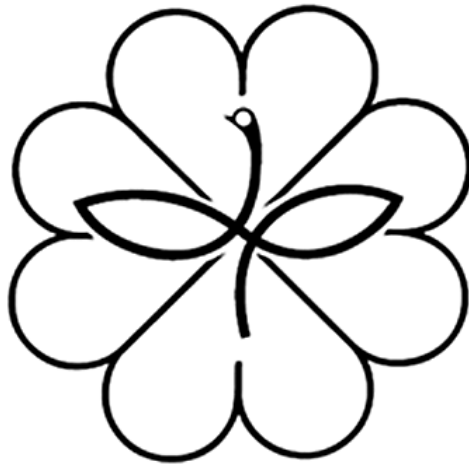
スローガン	気軽な話し相手として、支え合う地域のつなぎ役として
基本方針	<p>民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、多様化する住民の生活課題に応えるため、委員相互の課題の共有化や関係機関との連携を図るとともに、住民や地域の代弁者として、諸課題について調査・検討して、積極的に提案します。</p> <p>また、「強くてやさしい子」をみんなで育てるため、子育てを応援する地域づくりに取り組みます。</p>
重点項目 ／主な取組	<p><b>1 地域のつながり、地域の力を高めるために</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が実施する活動に参加、協力することで、地域との関係を深める</li> <li>・「健骨体操教室」「いきいきサロン」などを通じて地域住民との交流を深める</li> <li>・集落代表など地域の幅広い関係者との連携強化</li> </ul> <p><b>2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な訪問活動による安否確認また隣近所や遠方に住む家族との関係づくり</li> <li>・傾聴を心がけ、お困りごとの早期把握に努める</li> <li>・保健師や専門相談員との一層の連携、強化</li> </ul> <p><b>3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政や専門職、専門機関による民生委員・児童委員への支援</li> <li>・地域住民への啓発活動</li> </ul> <p><b>4 自分で自分の生き方を切り拓く「強くてやさしい子」を育てるために</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の中で、子どもたちと明るくあいさつや会話を交わす</li> <li>・子どもの地域貢献を支える場づくりへの協力</li> <li>・課題を抱える親子の早期発見、つなぎ、支え</li> <li>・児童委員制度やその活動への理解を促進する</li> </ul>

## 24 刈羽村民生委員児童委員協議会

活動目標	よりそって一緒に歩む刈羽村 お互い様と支え合える地域を目指して
重点項目 ／主な今後の取組	<b>重点1 高齢者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りが必要なケースの把握に努め、高齢親子世帯へも声かけをする。</li> <li>・地域の行事にできる限り参加し交流する。</li> <li>・救急医療情報キットを活用してもらうよう説明していく。</li> </ul>
	<b>重点2 児童・生徒・若者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名刺を配る等して、子供や保護者と顔合わせをする。</li> <li>・コミュニティスクールのボランティアとして参加する。</li> </ul>
	<b>重点3 地域の中の交流</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しく引っ越しされてきたお宅には、民生委員であることを言い、顔出しする。</li> <li>・各集落の役員の顔合わせ、ネットワークを作る。</li> </ul>
	<b>重点4 災害時</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員としてどのように関わるべきか確認する。(連携の仕方等)</li> <li>・かかりつけ名簿、高齢者名簿を災害時に活用できるようにする。</li> </ul>

## 25 関川村民生児童委員協議会

スローガン	支えあう 地域でつくろう 住みよい せきかわ
活動指針	<b>重点1 地域のつながり、地域力を高めるために</b> 地域共生社会の実現に向けて、住民個々の力が地域の力となるとともに、地域のつながりが一層深まるよう取り組みます。
	<b>重点2 さまざまな課題を抱えた人々を支えるために</b> 支援を必要としている全ての人びとが孤立することがないように、つなぎ役として、地域の関係者、関係機関との連携・協働に取り組みます。
	<b>重点3 「子育てしやすい村づくり」を応援する地域づくりを進めるために</b> 村の「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域住民に寄り添い、子育て・親育ち・地域育ちの支援に取り組みます。
活動計画	1 地域共生社会の実現に向けた関係づくりの推進 2 社会的孤立状態にある世帯への支援活動の推進 3 子育て、子育てを応援する地域づくりの推進



## 民生委員・児童委員のマーク

民生委員・児童委員の徽章などに用いられているこのマークは、  
幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、  
民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、  
平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。  
このマークは昭和 35（1960）年に公募して選ばれたものです。

### 新潟県民生委員児童委員協議会 活動強化方策

#### 【第一次第3版】

令和8年4月発行

#### 一般財団法人新潟県民生委員児童委員協議会

〒950-0994 新潟県新潟市中央区上所2丁目2番2号

新潟ユニゾンプラザ3階

TEL 025-281-5537 FAX 025-281-5538